

新法人移行問題に関するパブリック・フォーラム

日時：2010年10月10日（日）午後1時から2時まで

場所：神奈川大学横浜キャンパス16号館セレストホール（全体会合会場）

会員各位におかれては、財団法人国際法学会（以下、「本学会」と略記）——わが国公益法人制度改革の一環として2008年12月に制定された一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」と略記。）等のもとでの「特例財団法人」——が、2013年11月30日までの一般財団法人への移行を目指して、可能な限り早急に一般財団法人への移行認可を申請すべく、鋭意準備を行っていることにつき、2009年9月15日付「国際法学会の法人問題に関する報告書」（『国際法外交雑誌』108巻3号178-186頁参照）、道垣内正人・本学会法人問題検討委員会委員長による趣旨説明の下に同報告書をめぐって開催された前回のパブリック・フォーラム（2009年10月11日）等を通じて、十分に御理解を戴いていることと存じます。

上記法人法等のもとでは、これまで行われてきたような、会員の意思を本学会の運営に反映させる手法（本学会会員による評議員の「直接選挙」等）が制度上認められず、これに代えて、今期理事会が移行後の最初の評議員を選任するための委員会委員を選任し、そのようにして選ばれた最初の評議員選定委員会が最初の評議員を選任し、そのようにして選任された最初の評議員が最初の理事・監事を選ぶことが必要とされています。この結果、会員の意見を代表する評議員、評議員の意見を代表する理事といった従来の二段階組織構成に代えて、新たな制度の下では、評議員会（任期4年）が、一方では、次期の評議員を選びながら、他方で、理事（任期2年）および監事（任期4年）を選ぶことにより、日常業務を執行する理事会を監督する役割を担うこととされています。

このような法制上の制約の下で、いかに会員の総意を新法人移行後の本学会の運営に反映させることができるか、悩みは尽きません。この点について会員各位のお考えを伺いたく、ここにパブリック・フォーラムを開催致します。研究・教育の基盤となる国際法学会の活性化と将来の発展のために、一人でも多くの会員の皆さんに御参加戴きたく、ここに御案内申し上げる次第です。

呼びかけ人

財団法人国際法学会理事長 柳原 正治
新法人移行準備委員会委員長 山内 惟介